

平成27年6月25日

各 位

会社名 東京鋼鐵株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗原英夫
(JASDAQ・コード5448)
問合せ先 総務部長 慶野正明
(TEL 0285-22-1335)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営方針に則った「役員・社員行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社の全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 代表取締役は、管理部門管掌取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
- ③ 代表取締役は、業務執行状況の内部監査を行うため内部監査室を設置する。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「役員・社員行動規範」に規定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「稟議規程」等その他必要な規程に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理、保存及び管理する。
- ② 内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の整理、保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 保存及び管理に関する規程は、必要に応じて適時見直しを図るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役は、管理部門管掌取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信管理規程」「安全衛生管理規程」等に加え必要なリスク管理方針を新たに制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアル等を制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- ② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、管理部門管掌取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、年次利益計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- ② 各部門担当取締役は、年次利益計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ③ 総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会、経営会議及び実績検討部課長会等において定期的に報告させ施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役は、当社及び関係会社の管理について管理部門管掌取締役を統括責任者に任命し、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための施策に加え、業務の適正と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
- ② 当社と関係会社との取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切でなければならない。また、所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「役員・社員行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。
- ③ 内部監査室は、定期又は臨時にグループにおける内部監査を実施し業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査結果は取締役会において報告する。
- ④ 取締役会は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室員を、監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査等委員会が指定する補助業務について監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項、取締役会での重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員が取締役会、経営会議、実績検討部課長会及び計画検討部課長会等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め得るような体制を整備する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査等委員会が内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図れるような体制を整備する。
- ④ 監査等委員会及び監査等委員並びに関係会社の監査役は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる。

以 上